

大綱見直しに関する有識者会議における意見等

1. 総論

(1) 切れ目のない支援

- ・乳幼児期からの支援のモデルを学齢期とどうつなげていくか明記すべき。保健師、幼稚園・保育園の先生やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする。）も含めてつながる仕組みがあると一層効果的。
- ・リスクを抱えている家庭は、地域を越えて引っ越してしまうことがあり、小規模の地域のネットワークを組むと同時に広域ネットワークも形成しないと網の目から漏れてしまうことがある。ネットワーク形成について国全体で考えるのか、各都道府県で考えるのかを含め、考えておくべき視点。
- ・切れ目のない支援のための情報の活用を新大綱に盛り込むべき。特に高校以降の情報のつながりを優先してほしい。
- ・切れ目のない支援のため、データを活用した情報共有を自治体が行うためには、国からの援助も必要ではないか。
- ・就学前から高校まで一貫したデータ管理により早期に子供の課題を把握しようという点は大事だが、それに対応できる専門性を持った人材の育成という観点も大綱に記載すべき。
- ・おなかの中にいるときから大人になるまでをきちんとつなげるという問題意識がなかなか共有されず、方法についても難しいということで放置されてきた。改めて現在ある法制度を妊娠から自立まできちんとつなぐことが重要。

(2) 地方自治体間の取組格差への対応

- ・国、都道府県、市区町村の役割の明記が重要。
- ・小規模な町村が国の交付金事業を活用できる枠組みがない。例えば複数町村で学習支援をしたいがそのような枠組みがなく困っている例が見られる。人口減少社会に対応した柔軟できめ細かい支援をしてほしい。
- ・市町村が真剣に取り組む姿勢を持つための補助金等の仕組みが必要。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への支援

- ・子供たちが誰に困りごとを伝えればいいのかという点を明確にして欲しい。
- ・データを使って教育委員会と連携すれば、例えば妊娠の可能性のある10代のリスクの高い子供が自治体で把握でき、早期に医療機関に紹介することもできるため、データをベースに仕組みを作ることも重要ではないか。
- ・学校現場の情報と市長部局の情報が一元化されていない点をどうするか大きな括りで考えたほうが良い。

- ・子供の情報をどうデータベース化するかという視点で各市区町村が子供の貧困対策を考えていくことが重要。

(4) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

- ・「こういう生活がしたい」「こういう夢を叶えたい」という未来を思い描いていることが子供たちの共通点。そうした視点を踏まえた言葉選びだと、より外に発信していく形としては適切。

2. 各論

(1) 教育の支援

- ・ただSSWを増やすのではなく、SSWが機能するための仕組みを作るよう促す規定をつくれなから。
- ・学校プラットフォームは学校のみ、教育委員会のみで考えるのではなく、児童相談所や福祉事務所等福祉関係機関も入れた形で考える必要がある。
- ・SSWが機能する仕組みをつくるに当たっては、受け皿である地域も入れ込んだ形で議論すべき。
- ・SSWが機能する仕組みをつくるよう通知文等を活用できないか。
- ・学校プラットフォームに関する現大綱上の記載は、学力保障の次に福祉機関との連携が来る等ほとんどが学校の役割であるかのように感じられるものとなっており、現場から非常に負担に感じられている。適切な支援につながるよう情報共有をしてほしいという趣旨だったが、伝わらなかったため、学校が抱えている課題を一緒に解決していこうということが伝わるように、施策の記載の順序も含め、優先順位を整理しなおすことが大事。
- ・現大綱の建付けは義務教育段階から始まるものだが、ライフステージの順番に教育の支援の内容を並び替えた方が良好。非認知能力や愛着形成の支援といった幼児期の支援から始めれば、ライフステージ別に支援の分野同士のつながりも整理しやすくなる。
- ・様々に社会が変わっていく中で、大学や高校の中だけでは学べないこともたくさんある。そのような場合に、休学という選択肢をとると、金銭的負担が大きい。そうした部分を解消し、様々な学習の形を考えられると良好。
- ・ある程度子供の意識改革も必要。成長とともに目的は変わりうるが、小さい頃から目的意識を持った方が良好。
- ・制度上は、妊娠・出産しても学校をやめなくてもいいことになっているが、それが徹底されていなくて中退していくことがある中で、社会全体としても、妊娠・出産しても学校をやめなくてすむようどう支えていくかが重要。

(2) 生活の支援

- ・社会的養護の子供たちが負の世代間連鎖に巻き込まれないよう、どのように自立した生活を送っているのか、自立を阻んでいる状況があるとすればそれは何なのか、調査を行う必要があるのではないか。
- ・児童養護施設退所者やひとり親はまず住居の問題があるが、一方で空き家問題もある。うまくマッチングして生活支援として具体的に提示されるような方向性も必要。
- ・保護者あるいは子供に対するロールモデルの提供や寄り添い期間を長くすることを要する。特に最も困難な状況にある家庭では衣食住の基礎的ニーズが満たされていないことがあるため、それらを支える支援の在り方について大綱に盛り込んだ方がよい。
- ・妊娠の初期の段階から、最初の健診料が無料であることが分かるということ、その後、住まいも、食べることも、健診も継続して受けられるという状況を目指すべきではないか。費用対効果を考えても、まずは初期のところの手厚く対応し、それを広報して、多くの女性に安心して受けるよう伝えることは重要な施策になる。
- ・妊産婦支援は病院の良心や思いだけでは限界があり、持続可能な仕組みにはならない。妊娠に対する相談支援を大綱の生活の支援に取り入れ、方向性を打ち出してもらえたら、進むだろう。体系的な措置が必要。
- ・未婚妊婦について、少なくとも自分で育てたいという強い意志がある人が育てられる仕組みの1つとして母子生活支援施設が位置づけられるべき。
- ・子育て家庭の負担をもう少し減らす施策を入れないとどうしても対症療法ばかりになる。
- ・子供たちが将来に対する思いや夢を構築することが大事。そのために何が必要か明確になると必要な生活環境に気付く。具体的な目標を持つことができる環境づくりをしっかりと目指していければよい。

(3) 保護者に対する就労支援

5月13日 外部有識者による発表及び議論 予定

(4) 経済的支援

- ・給食費を無償化すれば、家庭の給食費分の収入も増え、直接的に困っている方々を支援できる。直接給付をどうしていくかについて議論できるとよい。

5月13日 外部有識者による発表及び議論 予定